

高知大学地域協働学部長候補者選考規則

平成27年3月25日
規則第146号

最終改正 令和7年2月21日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学部長選考等規則第8条の規定に基づき、高知大学地域協働学部長候補者（以下「学部長候補者」という。）の選考の実施に関し必要な事項を定める。

(選考の範囲)

第2条 学部長候補者は、本学部に基幹教員として配置された教授（教授予定者を含む。）であって、2年の任期を務めることが可能な者（以下「候補資格者」という。）のうちから、教授会が選考する。

(選考の辞退)

第3条 候補資格者は、選考を辞退することができる。この場合は、教授会の承認を得るものとする。

(選考の方法)

第4条 教授会は、学部長候補者を2人選出するため選挙を行う。

(選挙有資格者)

第5条 選挙の資格を有する者（以下「選挙有資格者」という。）は、本学部に基幹教員及び兼任担当として配置された教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、休職者及び選挙の告示日の前日から投票期間の末日までの全期間にわたって外国旅行（これに付随する国内旅行を含む。）中の者は、選挙資格を有しない。

(選挙の日程)

第6条 選挙の日程は、教授会において定める。

(選挙管理委員会)

第7条 教授会に選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、本学部に基幹教員として配置された准教授、講師のうちから教授会で選出した3人の委員で組織する。

(選挙日程の告示)

第8条 管理委員会は、教授会が定めた選挙の日程を投票期間の初日の10日前までに学部

内に告示する。

(選挙の通知)

第9条 管理委員会は、候補資格者の氏名、略歴、投票期間及び開票の場所を、投票期間の初日の10日前までに選挙有資格者に通知する。

2 管理委員会は、候補資格者の業績の閲覧期間を告示日から投票期間の初日の前日まで設ける。

(投票)

第10条 第4条に規定する選挙は電子的方式による投票により行う。

2 投票は、2人連記無記名投票とする。

第11条 削除

(開票)

第12条 管理委員会は、投票終了後、速やかに開票を行うものとする。

(無効投票)

第13条 次の各号に掲げる投票は、これを無効とする。

- (1) 3人以上の氏名を記載又は選択したもの
- (2) 候補資格者の何人を記載又は選択したかを確認しがたいもの
- (3) 候補資格者の氏名のほか他事を記載したもの。ただし、職名敬称の類は、この限りでない。

2 投票の有効又は無効の判定は、管理委員会が行う。

(学部長候補者の選出)

第14条 管理委員会は、投票結果を教授会へ報告する。

2 教授会は、前項の報告に基づき、得票数上位2人を学部長候補者として決定し、本人に通知する。

3 得票同数のときは、年長者を学部長候補者とする。

(学長への推薦)

第15条 教授会は、前条により決定した学部長候補者を学長に推薦する。

(選挙の事務)

第16条 管理委員会は、事務職員を指定して選挙の事務に当たらせる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、学部長候補者選考の実施に関し必要な事項は、教

授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月7日規則第33号）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（令和3年9月21日規則第26号）

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

附 則（令和7年2月21日規則第65号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。